四日市市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市手数料条例等の一部を改正する条例

(四日市市手数料条例の一部改正)

第1条 四日市市手数料条例 (平成12年四日市市条例第10号) の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------|-------------|
| (手数料の徴収時期等) | (手数料の徴収時期等) |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) |
| 2 前項の規定にかかわらず、手数料を | |
| 納付しようとする者が地方自治法第 | |
| 231条の2の3第1項に規定する | |
| 指定納付受託者に納付を委託したと | |
| きは、別に定めるところにより当該指 | |
| 定納付受託者が当該手数料を納付す | |
| <u>ることができる。</u> | |
| 3 (略) | 2 (略) |

(四日市市税関係手数料条例の一部改正)

第2条 四日市市税関係手数料条例 (平成12年四日市市条例第11号) の一部 を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------|-------------|
| (手数料の徴収時期等) | (手数料の徴収時期等) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| 2 前項の規定にかかわらず、手数料を | |
| 納付しようとする者が地方自治法第 | |

231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者に納付を委託したと きは、別に定めるところにより当該指 定納付受託者が当該手数料を納付す ることができる。

3 (略)

2 (略)

(四日市市租税特別措置法関係手数料条例の一部改正)

第3条 四日市市租税特別措置法関係手数料条例 (平成12年四日市市条例第1 3号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------|-------------|
| (手数料の徴収時期等) | (手数料の徴収時期等) |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) |
| 2 前項の規定にかかわらず、手数料を | |
| 納付しようとする者が地方自治法第 | |
| 231条の2の3第1項に規定する | |
| 指定納付受託者に納付を委託したと | |
| きは、別に定めるところにより当該指 | |
| 定納付受託者が当該手数料を納付す | |
| <u>ることができる。</u> | |
| 3 (略) | 2 (略) |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(財政経営部財政課)